

(第一類 第五号)

第四回國會 法務委員會 議錄 第一号

昭和二十三年十二月九日(木曜日)

午前十一時三十分開議

出席委員

委員長 高橋 英吉君

佐藤 昌三君

井伊 誠一君

石井 繁丸君

柳原 千代君

荊木 一久君

安田 幹太君

出席政府委員

法務政務次官 鍛冶 良作君

法務廳事務官 岡咲 恕一君

委員外の出席者

専門員 村 敦三君

専門員 小本 貞一君

十一月二十九日

委員佐藤昌三君松木弘君及び佐藤通吉君辭任につき、その補欠として前田郁君、植原悦二郎君及び菊池義郎君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員菊池義郎君及び植原悦二郎君辭任につき、その補欠として福永一巨君及び富田昭君が議長の名で委員に選任された。

十一月三十日

委員前田郁君辭任につき、その補欠として佐藤昌三君が議長の名で委員に選任された。

同日

富田昭君が委員を辭任した。

十二月二日

委員福永一巨君辭任につき、その補欠として佐藤通吉君が議長の名で委員に選任された。

同日

松木弘君が議長の名で委員に補欠選任された。

十二月四日

刑事訴訟法施行法案(内閣提出第九号)(予)

裁判所法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一〇号)(予)

刑事補償法を改正する法律案(内閣提出第一二号)

同月九日

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一三号)

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一四号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

刑事訴訟法施行法案(内閣提出第九号)(予)

裁判所法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一〇号)(予)

刑事補償法を改正する法律案(内閣提出第一二号)

同月九日

同日

松木弘君が議長の名で委員に補欠選任された。

十二月四日

刑事訴訟法施行法案(内閣提出第九号)(予)

裁判所法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一〇号)(予)

刑事補償法を改正する法律案(内閣提出第一二号)

同月九日

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一三号)

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一四号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

刑事訴訟法施行法案(内閣提出第九号)(予)

裁判所法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一〇号)(予)

刑事補償法を改正する法律案(内閣提出第一二号)

同月九日

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一三号)

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一四号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

刑事訴訟法施行法案(内閣提出第九号)(予)

裁判所法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一〇号)(予)

刑事補償法を改正する法律案(内閣提出第一二号)

同月九日

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一三号)

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一四号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

刑事訴訟法施行法案(内閣提出第九号)(予)

裁判所法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一〇号)(予)

刑事補償法を改正する法律案(内閣提出第一二号)

同月九日

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一三号)

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一四号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

刑事訴訟法施行法案(内閣提出第九号)(予)

裁判所法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一〇号)(予)

刑事補償法を改正する法律案(内閣提出第一二号)

同月九日

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一三号)

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一四号)

刑事訴訟法施行法案

刑事訴訟法施行法

第一條 この法律において、「新法」とは、刑事訴訟法を改正する法律(昭和二十三年法律第三十一号)による改正後の刑事訴訟法をい

い、「旧法」とは、従前の刑事訴訟法(昭和十一年法律第七十五号)をい

い、「應急措置法」とは、日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急措置に関する法律(昭和二十二年法律第七十六号)をいう。

第二條 新法施行前に公訴の提起があつた事件については、新法施行後も、なお旧法及び應急措置法による。

第三條 前條の事件については、前條の規定にかかわらず、新法第五十三條の規定を適用する。但し、新法施行前に終結した被告事件の訴訟記録については、その保存状態、閲覧のための設備その他の事情によりこれを閲覧させることが著しく困難なときは、新法施行後六箇月間に限り、その閲覧を許さないことができる。

第四條 新法施行の際まだ公訴が提起されてない事件については、新法を適用する。但し、新法施行前に旧法及び應急措置法によつて生じた効力を妨げない。

2 前項但書の場合において、旧法又は應急措置法によつてした訴訟手續で新法にこれに相当する規定のあるものは、これを新法によつてしたものとする。

第五條 前條の事件については、被告人からあらかじめ書面で弁護人を必要としない旨の申出があつたときは、簡易裁判所においては、新法施行の日から一年間は、新法第二百八十九條の規定にかかわらず、弁護人がなくても開廷することができ

第六條 第四條の事件については、新法施行前から進行を始めた法定の期間及び訴訟行為をすべき者の住居又は事務所の所在地と裁判所所在地との距離に従つて法定の期間に加えるべき期間については、新法施行後も、なお旧法及び應急措置法による。

第七條 第四條の事件については、新法施行前に旧法により過料に処すべき行為をした者の処罰については、新法施行後、なお旧法による。

第八條 新法施行前に旧法第二百五十五條の規定により裁判官の命じた鑑定については、新法施行後も、なお旧法による。

第九條 新法施行前に公訴を提起しない処分をした事件については、新法第二百六十二條第二項中「第二百六十條の通知を受けた日から七日以内」とあるのは、「新法施行の日から一箇月以内」とと読み替へるものとする。

第十條 新法第四十六條の規定により訴訟關係人から裁判書又は裁判

を記載した調書の謄本又は抄本の交付を請求する場合の費用の額は、当分の間、その謄本又は抄本の用紙一枚につき五円とする。第二條の事件については旧法第五十三條の規定により請求する場合についても、同様である。

2 前項の費用は、収入印紙で納めさせることができる。

第十一條 新法第五十三條第四項の規定による訴訟記録閲覧の手数料は、当分の間、一件につき一回十円とする。

2 前條第二項の規定は、前項の手数料に準用する。

第十二條 新法施行の際現に係属している私訴については、民事訴訟法を適用する。但し、旧法及び應急措置法によつて生じた効力を妨げない。

第十三條 この法律に定めるものを除く外、新法施行の際現に裁判所に係属している事件の処理に関し必要な事項は、裁判所の規則の定めるところによる。

第十四條 衆議院議員選挙法(大正十四年法律第四十七号)第四百一十一條ノ二(參議院議員選挙法(昭和二十二年法律第十一号)第七十五條において例による場合並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第六十八條第三項及び政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第四十六條において準用する場合を含む。)の適用

を記載した調書の謄本又は抄本の交付を請求する場合の費用の額は、当分の間、その謄本又は抄本の用紙一枚につき五円とする。第二條の事件については旧法第五十三條の規定により請求する場合についても、同様である。

2 前項の費用は、収入印紙で納めさせることができる。

第十一條 新法第五十三條第四項の規定による訴訟記録閲覧の手数料は、当分の間、一件につき一回十円とする。

2 前條第二項の規定は、前項の手数料に準用する。

第十二條 新法施行の際現に係属している私訴については、民事訴訟法を適用する。但し、旧法及び應急措置法によつて生じた効力を妨げない。

第十三條 この法律に定めるものを除く外、新法施行の際現に裁判所に係属している事件の処理に関し必要な事項は、裁判所の規則の定めるところによる。

第十四條 衆議院議員選挙法(大正十四年法律第四十七号)第四百一十一條ノ二(參議院議員選挙法(昭和二十二年法律第十一号)第七十五條において例による場合並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第六十八條第三項及び政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第四十六條において準用する場合を含む。)の適用

を記載した調書の謄本又は抄本の交付を請求する場合の費用の額は、当分の間、その謄本又は抄本の用紙一枚につき五円とする。第二條の事件については旧法第五十三條の規定により請求する場合についても、同様である。

2 前項の費用は、収入印紙で納めさせることができる。

第十一條 新法第五十三條第四項の規定による訴訟記録閲覧の手数料は、当分の間、一件につき一回十円とする。

2 前條第二項の規定は、前項の手数料に準用する。

第十二條 新法施行の際現に係属している私訴については、民事訴訟法を適用する。但し、旧法及び應急措置法によつて生じた効力を妨げない。

第十三條 この法律に定めるものを除く外、新法施行の際現に裁判所に係属している事件の処理に関し必要な事項は、裁判所の規則の定めるところによる。

第十四條 衆議院議員選挙法(大正十四年法律第四十七号)第四百一十一條ノ二(參議院議員選挙法(昭和二十二年法律第十一号)第七十五條において例による場合並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第六十八條第三項及び政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第四十六條において準用する場合を含む。)の適用

を記載した調書の謄本又は抄本の交付を請求する場合の費用の額は、当分の間、その謄本又は抄本の用紙一枚につき五円とする。第二條の事件については旧法第五十三條の規定により請求する場合についても、同様である。

2 前項の費用は、収入印紙で納めさせることができる。

第十一條 新法第五十三條第四項の規定による訴訟記録閲覧の手数料は、当分の間、一件につき一回十円とする。

2 前條第二項の規定は、前項の手数料に準用する。

第十二條 新法施行の際現に係属している私訴については、民事訴訟法を適用する。但し、旧法及び應急措置法によつて生じた効力を妨げない。

については、旧法中私訴に関する規定は、新法施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧法第五百六十九條及び第五百九十五條中に引用されている旧法の規定で、これに相当する新法の規定のあるものは、新法の規定が引用されているものとする。

第十五條 刑事訴訟費用法（大正十年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第一條中「及通事」を、「通譯人及翻譯人」に、「止宿料」を「宿泊料」に改め、「豫審又ハ」を削り、同條に次の一号を加える。

三 刑事訴訟法第三十八條ノ規定ニ依リ辯護人ニ給スヘキ日常、旅費、宿泊料及報酬

第二條中「豫審判事、受託判事又は裁判所」を「裁判所又は受託裁判官」に改める。

第三條第一項中「及通事」を、「通譯人及翻譯人」に、「豫審判事、受託判事又ハ裁判所」を「裁判所又ハ受託裁判官」に改め、同條第二項を次のように改める。

鑑定料、通譯料、翻譯料及鑑定人、通譯人又ハ翻譯人ニ對シ辨償スヘキ立替金ノ額ハ裁判所又は受託裁判官ノ相當ト認ムル所ニ依ル

第四條中「及通事」を、「通譯人及翻譯人」に、「豫審判事、受託判事又ハ裁判所」を「裁判所又ハ受託裁判官」に改める。

第五條中「及通事ノ止宿料」を「通譯人及翻譯人ノ宿泊料」に、「豫審判事、受託判事又ハ裁判所」を「裁判所又ハ受託裁判官」に改める。

第六條中「及通事」を、「通譯人及翻譯人」に、「止宿料」を「宿泊料」に改め、「豫審ニ付テハ其ノ終結前公判ニ付テハ」を削る。

第七條を次のように改める。

第七條 刑事訴訟法第三十八條ノ規定ニ依リ辯護人ニ給スヘキ日常、旅費及宿泊料ニ付テハ第三條乃至前條ノ規定ヲ準用ス但シ辯護人カ期日ニ出頭シ又ハ取調若ハ處分ニ立會ヒタル場合ニ限ル

同法第三十八條ノ規定ニヨリ辯護人ニ給スヘキ報酬ノ額ハ裁判所ノ相當ト認ムル所ニ依ル

第十六條 訴訟費用等臨時措置法（昭和十九年法律第二号）の一部を次のように改正する。

第三條中「刑事訴訟費用法第三條及び刑事訴訟費用法第四條」の下に「（同法第七條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」を加え、

「民事訴訟費用法第十二條及刑事訴訟費用法第五條ノ止宿料」を「民事訴訟費用法第十二條ノ止宿料及刑事訴訟費用法第五條ノ宿泊料（同法第七條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」に改める。

第十七條 司法警察事務上巡査に於テ警部代理方（明治十四年司法省布達甲第五号）及び裁判官渡の職本等を求むる者費用上納額（明治十四年司法省布達甲第七号）は、廢止する。

附則

この法律は、刑事訴訟法を改正する法律施行の日（昭和二十四年一月一日）から施行する。

裁判所法の一部を改正する等の法律案
裁判所法の一部を改正する等の法律

第一條 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 簡易裁判所」を「第三章 家庭裁判所」に改める。
第四章 簡易裁判所」に改める。

第二條中「及び簡易裁判所」を「家庭裁判所及び簡易裁判所」に改める。

第十條第一号中「判斷する」とき、の下に「意見が前に大法廷でした、その法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するとの裁判と同じであるときを除く。」を加える。

第十三條中「事務局」を「事務總局」に改める。

第二編中第十四條の次に次の一條を加える。

第十四條の二（図書館） 最高裁判所に裁判所図書館を置く。

最高裁判所は、裁判所図書館の支部を設けることができる。

第十六條第一号から第三号までを次のように改める。

一 地方裁判所の第一審判決、家庭裁判所の判決及び簡易裁判所の刑事に関する判決に対する控訴

二 第七條第二号の抗告を除いて、地方裁判所及び家庭裁判所の決定及び命令並びに簡易裁判所の刑事に関する決定及び命令に対する抗告

三 刑事に関するものを除く

て、地方裁判所の第二審判決及び簡易裁判所の判決に対する上告

第十九條中「地方裁判所」の下に「又は家庭裁判所」を加える。

第二十四條第二号及び第三号を次のように改める。

二 第十六條第一号の控訴を除いて、簡易裁判所の判決に対する控訴

三 第七條第二号及び第十六條第二号の抗告を除いて、簡易裁判所の決定及び命令に対する抗告

第二十八條中「他の地方裁判所」の下に「家庭裁判所又はその高等裁判所」を加える。

第三編第三章を第四章とし、第三十一條の次に、次の一章を加える。

第三章 家庭裁判所
第三十一條の二（構成） 各家庭裁判所は、相應な員数の判事及び判事補でこれを構成する。

第三十一條の三（裁判權その他の權限） 家庭裁判所は、左の權限を有する。

一 家事審判法で定める家庭に関する事件の審判及び調停

二 少年法で定める少年の保護事件の審判

三 少年法第三十七條第一項に掲げる罪に係る訴訟の第一審の裁判

家庭裁判所は、禁錮以上の刑を科することができない。
家庭裁判所は、この法律に定めるものの外、他の法律において特に定める權限を有する。

第三十一條の四（一人制・合議制） 家庭裁判所は、審判又は裁判を行うときは、一人の裁判官でその事件を取り扱う。但し、他の法律において裁判官の合議体で取り扱うべきものと定められたときは、その定に従う。

前項但書の合議体の裁判官の員数は、三人とし、そのうち一人を裁判長とする。

第三十一條の五（地方裁判所の規定の準用） 第二十七條乃至第三十一條の規定は、家庭裁判所にこれを準用する。

第三十三條第一項第二号中「未遂罪に係る訴訟」の下に「第三十一條の三第一項第三号の訴訟を除く。」を加える。

第四十一條第二項中「法務廳事務官、法務廳教官又は少年審判官」を「法務廳事務官又は法務廳教官」に改める。

第四十二條第一項第五号を次のように改める。

五 裁判所調査官又は司法研修所教官

第四十四條第一項第四号中「法務廳事務官、法務廳教官又は少年審判官」を「法務廳事務官又は法務廳教官」に改める。

第五十條中「高等裁判所又は地方裁判所」を「高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所」に改める。

第五十三條第三項中「事務局」を「事務總局」に改める。

第五十四條中「最高裁判所長官秘書官」を「最高裁判所の裁判官の秘書官」に改め、同條第十項中

「最高裁判所長官秘書官一人」の下に「及び最高裁判所判事秘書官十四人」を加え、同條第二項中「最高裁判所判事秘書官」の下に「及び最高裁判所判事秘書官」を加え、同條第三項中「最高裁判所長官」の下に「、最高裁判所判事秘書官は、最高裁判所判事の」を加える。

第五十六條の次に次の二條を加える。

第五十六條之二（裁判所図書館長） 最高裁判所に裁判所図書館長一人を置き、裁判所の職員の中からこれを命ずる。

裁判所図書館長は、最高裁判所長官の監督を受けて裁判所図書館の事務を掌理し、裁判所図書館の職員を指揮監督する。

第五十六條之三（高等裁判所長官秘書官） 各高等裁判所に高等裁判所長官秘書官各一人を置く。

高等裁判所長官秘書官は、二級とする。

高等裁判所長官秘書官は、高等裁判所長官の命を受けて、機密に関する事務を掌る。

第五十九條第一項中「各高等裁判所及び各地方裁判所を」各高等裁判所、各地方裁判所及び各家庭裁判所に改め、同條第二項中「各地方裁判所長の下に」各家庭裁判所の事務局長は、各家庭裁判所長の「を加える。

第六十條第一項中「各高等裁判所又は各地方裁判所が、」を「各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所が、」に改める。

第六十條の次に次の二條を加える。

第六十條之二（裁判所司書官） 最高裁判所に裁判所司書官を置き、二級の裁判所事務官の中から、最高裁判所が、これを補する。

裁判所司書官は、上司の命を受けて裁判所の図書の管理を掌る。

第六十一條の次に次の二條を加える。

第六十一條之二（少年保護司） 各家庭裁判所に少年保護司を置き、裁判所事務官又は裁判所技官の中から、最高裁判所の定めるところにより、最高裁判所又は各家庭裁判所が、これを補する。

少年保護司は、第三十一條の三第一項第二号の審判に必要な調査その他少年法で定める事務を掌る。

最高裁判所は、少年保護司の中から、上席少年保護司を命じ、調査事務の監督、地方少年保護委員会その他の機関との連絡調整等の事務を掌らせることができる。

少年保護司は、その職務を行うについては、裁判官の命令に従う。

第六十三條第一項を次のように改める。

各裁判所に廷吏を置く。廷吏は、別に法律で定める員数を限り、三級とすることができる。

第六十四條を次のように改める。

第六十四條（任免・敘級） 裁判官以外の裁判所の職員の任免及び

敘級は、最高裁判所の定めるところにより最高裁判所、各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所がこれを行う。

第六十五條中「事務局局長又は裁判所書記を」事務局局長、裁判所書記又は少年保護司に改め、「裁判所技官」の下に「少年保護司たるものを除く。」を加え、「各高等裁判所又は各地方裁判所を」各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所に改める。

第八十條中第四号を第五号とし、同條に第四号として次の一号を加える。

四 各家庭裁判所は、その家庭裁判所の職員を監督する。

第二條 裁判官及びその他の裁判所職員の分限に関する法律（昭和二十二年法律第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「地方裁判所及び簡易裁判所を」地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所に改める。

第十四條第一項中「免官は、一級のものについては、裁判所職員高等懲戒委員会の議決を具した最高裁判所の申出により内閣が、」を「免官及び減俸は、一級のもの及び」に、「各高等裁判所又は各地方裁判所を」各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所に改め、同項第二号の次に第二号の二として次の一号を加える。

二の二 最高裁判所判事秘書官

第十四條第一項第三号の次に第三号の二として次の一号を加える

三の二 高等裁判所長官秘書官

第十四條第三項中「第一項」を「前項」に、「各高等裁判所又は各地方裁判所を」各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所に改め、同條第二項を削る。

第三條 判事補の職権の特例等に関する法律（昭和二十三年法律第四百六十六号）の一部を次のように改正する。

第一條第二項中「同法第二十九條第三項」の下に「（同法第三十一條の五で準用する場合を含む。）」を、「地方裁判所」の下に「又は家庭裁判所」を加える。

第二條の次に次の二條を加える。

第二條之二 裁判所構成法による司法官試験たる資格を有し、滿洲國の學習法官、高等官試験又は前條に掲げる滿洲國の各職の在職年数が通算して三年以上になる者については、その三年に達した時に裁判所構成法による判事又は檢察官たる資格を得たものとみなして、前條の規定を準用する。

第四條 裁判所職員の定員に関する法律（昭和二十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第四條中「專任四千六百九人三級」を「專任四千五百五十一人三級」に改める。

第五條の次に次の二條を加える。

第六條 三級の廷吏の員数は、專

任五十八人とする。

第五條 檢察廳法（昭和二十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「高等裁判所又は地方裁判所を」高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

地方檢察廳は、各家庭裁判所に、それぞれ對應するものとす

第十九條第一項第三号中「少年審判官、」を削る。

第三十八條中「司法省參事官、」の下に「少年審判官、」を加える。

第六條 法務廳設置法（昭和二十二年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第十條第五項第二号及び第三号並びに第十五條第二項及び第三項中「少年裁判所」を「家庭裁判所」に改める。

第七條 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第四百六十三條但書を削る。

第八條 家事審判法（昭和二十二年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

「家事審判所」を「家庭裁判所」に改める。

第二條及び第三條を次のように改める。

第二條 家庭裁判所において、この法律に定める事項を取り扱う裁判官は、これを家事審判官とする。

第三條 審判は、特別の定がある

場合を除いては、家事審判官が、参與員を立ち合わせ、又はその意見を聴いて、これを行う。但し、家庭裁判所は、相当と認めるときは、家事審判官だけで審判を行うことができる。

調停は、家事審判官及び調停委員を以て組織する調停委員会がこれを行う。前項但書の規定は、調停にこれを準用する。

第十條第二項及び第二十二條第二項第一号中「地方裁判所」を「家庭裁判所」に改める。

第九條、左に掲げる法律中「家事審判所」を「家庭裁判所」に改める。戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）

兒童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）

人事訴訟手続法（明治三十一年法律第十三号）

精神病者監護法（明治三十三年法律第三十八号）

民法（明治二十九年法律第八十九号）

附則

第十條 この法律は、昭和二十四年一月一日から施行する。但し、裁判所法第十四條の二、第五十六條の二、第六十條の二、判事補の職権の特例等に関する法律第二條の二及び裁判所職員の定員に関する法律第六條の規定並びに裁判所法第十條、第六十三條第一項及び裁判所職員の定員に関する法律第四條を改正する規定は、この法律公布の日から施行する。

第十一條 第一條中裁判所法第十六條、第二十四條及び第三十三條を

改正する規定は、この法律施行前に公訴の提起があつた事件については適用しない。

2 前項の事件については、改正前の規定は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

第十二條 この法律施行前における少年審判官の在職は、この法律による改正後の裁判所法第四十一條、第四十二條及び第四十四條の規定の適用については、裁判所調査官の在職とみなす。

第十三條 少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第六十三條第二項の家庭裁判所は、同法施行の際事件に係属する少年審判所の所在地を管轄する家庭裁判所とする。

第十四條 この法律施行の際現に家事審判所に係属している事件及びこの法律による改正前の家事審判法（以下旧家事審判法という。）第四條の規定によつて地方裁判所に係属している事件は、この法律施行の日、その家事審判所又は地方裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所に係属したものとみなす。

第十五條 家事審判所の審判に関する抗告事件及び旧家事審判法第四條の規定による抗告事件でこの法律施行の際現に抗告裁判所に係属しているものは、家庭裁判所に係属して抗告事件とみなす。

3 前二項の事件において、この法律施行前に旧家事審判法によつてした家事審判所その他の者の行為は、別段の定めのある場合を除いては、改正後の家事審判法（以下新家事審判法という。）の適用については、同法によつてした行為と

みなす。

第十六條 この法律施行前に確定した家事審判所の審判又は同日以前に家事審判所において成立した調停は、その家事審判所の所在地を管轄する家庭裁判所の審判又は同裁判所において成立した調停とみなす。

第十七條 この法律施行前にした行為に對する過料に関する規定の適用については、旧家事審判法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。この場合において、過料の審判は、旧家事審判法によれば権限を有すべき家事審判所の所在地を管轄する家庭裁判所が行う。

2 この法律施行前に参與員又は調停委員の職にあつた者の行為に對する罰則の適用については、旧家事審判法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

第十八條 家事審判法施行法（昭和二十二年法律第五十三号）によつて家事審判所の審判とみなされる裁判は、この法律施行後は、家庭裁判所の審判とみなす。

第十九條 家事審判法施行法第二十條第二項の規定によつて管轄家事審判所に差し戻すべき事件は、この法律施行後は、管轄家庭裁判所に差し戻さなければならない。

第十九條

民法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第二百二十号）附則第十四條第二項又は第二十七條第三項（同法附則第二十五條第二項但書、第二十六條第二項及び第二十八條において準用する場合を含む。）の規定によつて家事審判所が行うべき審判は、この法律施行後は、家庭裁判所が行う。

○鐵治政府委員 といひました。今度私が政務次官に任命されました。何とぞよろしくお願いいたします。委員であつたと同様の気分です。

ただいま上程に相なりました刑事訴訟法施行法案の提案理由について御説明いたします。

この法律案は、明年一月一日から施行になります。刑事訴訟法の施行に關し必要な経過的措置等を定めたものであります。

第一條は定義規定であり、第二條から第十三條までは刑事訴訟法に關する事項の経過的措置について規定し、第十四條は私訴の廃止に伴う選舉關係法律の手当について規定し、第十五條は刑事訴訟費用法の一部改正について規定し、第十六條は訴訟費用等臨時措置法の一部改正について規定し、第十七條は二つの關係法令の廃止について規定しているものであります。いづれも新刑事訴訟法の施行に關連するものであります。

まず刑事訴訟法に關する事項の経過的措置であり、大原則といたしましては、前國會における御審議の経過を尊重いたしまして、すべて事件は

新法施行前に公訴の提起があつたかなかを区別の標準とし、新法施行前に公訴の提起があつた事件につきましては、新法施行後もなお旧法及び應急措置法によることとし、新法施行の際まだ公訴が提起されていない事件につきましては、原則として新法を適用することとしたのであります。第二條が前者に關する原則規定であり、第四條が後者に關する原則規定であります。しかして第三條は旧法主義に對する例外を規定し、第五條から第九條までは新法主義に對する例外ないし補正について規定しているものであります。

第十條及び第十一條は確定訴訟記録閲覧の手数料等について規定し、第十二條は新法施行の際係属中の私訴は通常の民事訴訟手続によつて完結すべき旨を規定し、第十三條は最高裁判所の規則で必要がある場合には、補充的経過規定を設けることができる旨を規定しているものであります。

次に御留意を願ひたいのは第十五條の刑事訴訟費用法の一部改正であります。この改正によりまして、國選弁護人に給すべき日当、旅費及び宿泊料は鑑定人に給すべきものに準ずる額とし、これを刑事訴訟費用のうちに加えることにした次第であります。

以上で簡單ながら提案理由の説明を終えることにいたしますが、何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことを希望いたします。

次に裁判所法の一部を改正する等の法律案の提案理由を御説明申し上げます。まず第一條について御説明申し上げます。本條は裁判所法を改正する規定であります。本條による裁判所法の

改正の要点は次の三点であります。

すなわちその第一点は、最高裁判所の小法廷で裁判することのできる事項の範囲を廣げまして、大法院の負担の軽減をはかつた点であります。現行の裁判所法第十條第一号によれば、當事者の主張に基いて法律、命令、規則または処分が憲法に適合するかしないかを判断することは、もっぱら大法院のなすべきところに属してありまして、小法院のなし得なかつたところでありましたが、このような憲法問題に関する事件でありまして、すでに一度大法院が憲法違反ではないとの判断を下しております以上、同様の判断を大法院において繰返して行ふ必要はないものと認められますのみならず、かかる事件が最高裁判所に山積いたしておりました現状におきまして、一々大法院を開く事を避け、小法院をしてすでに定まりました大法院の判例に従つて裁判をなさしめてもさしつかえないものと考へられるのであります。またかようにして大法院の負担をして輕からしめることは、大法院をしてますますその本来の任務を効果的に遂行せしむるゆゑんであらうと思われれます。このゆゑに今度裁判所法第十條第一号を改正いたしましたので、小法院が裁判することのできる事件の範囲を擴張いたしました次第であります。

次に改正の第二点は、今度現行の家事審判所と少年審判所を統合して家庭裁判所という新しい裁判所を創設することにしたので、裁判所法第三篇中に新たな一章を設けて、第三十一條の二ないし五の規定を置き、家庭裁判所の組織及び権限を規定いたしました点であります。すなわち第三十一

條の二におきましては家庭裁判所は判事及び判事補をもつてこれを構成すべきものとし、第三十一條の三におきまして、家庭裁判所の行ふ裁判権及びその他の権限を規定し、また第三十一條の四におきまして、これ等の裁判官は家事審判法第四條の規定によつて、除斥、忌避の裁判を行う場合を除いては原則として單獨で裁判を行うこととし、第三十一條の五におきましては、

第三篇第二章地方裁判所の章下における判事補の職權の制限、裁判官の職務の代行、司法行政事務、事務局及び支部出張所等に関する規定を準用いたしておるのであります。なお裁判所法の他の章下の條文で家庭裁判所の創設に伴ひ當然に訂正を要することとなりました規定の改正をいたしました。すなわち裁判所法第二條、第十九條、第二十八條、第三十三條、第四十一條第二項、第四十二條第一項、第四十四條第二項、第四十五條、第五十九條、第六十條第一項、第六十四條、第六十五條及び第八十條の改正がこれに該当いたします。また家庭裁判所には少年保護司という新しい裁判所職員を置くこととしたし、これに關して第六十條の二という新しい條文を置きました。

次に改正の第三点は、刑事訴訟法の改正によりまして、刑事訴訟におきまして控訴及び抗告の審理がきわめて重大となりましたので、從來地方裁判所に提起されておりました簡易裁判所の刑事の第一審の判決に対する控訴及び簡易裁判所の刑事に關する決定、命令に対する抗告を直接高等裁判所に提起すべきものとしたしました。これが第十六條及び第二十四條に規定された高等裁判所及び地方裁判所の管轄を改正

いたしました理由であります。

以上の三点が第一條による裁判所法改正の重要点であります。このほかにもなお次の諸点につき裁判所法の改正をいたしました。すなわち最高裁判所事務局の事務の擴張に伴ひ最高裁判所事務局の機構を拡充する必要があるため、第十三條の規定を改め、最高裁判所事務局の名称を最高裁判所事務局と稱することとしたし、また最高裁判所に図書館を設けることとしたし、第二、第五十六條の二及び第六十條の二等の規定を置き、図書館、図書部長及び裁判所司書官等に関する事項を規定いたしました。次に從來最高裁判所長官にのみ付されておりました秘書官を最高裁判所の各判事及び各高等裁判所長官にも付することとしたし、これに關して最高裁判所長官秘書官に關する第五十四條の規定を改正いたしました。同時に、高等裁判所長官秘書官について第五十六條の二という新しい規定を設けました。さらに第六十三條第一項の改正は現在判事である延吏のうち若干のものは延吏の優遇上三級の職員といたす必要があり、法律で定める員数に限り三級とすることができ、ことにいたすための改正であり、最後に第六十四條の規定は裁判官以外の裁判所の職員の任免及び級級に關する規定であります。この規定によりまして、裁判官以外の裁判所の職員の任免及び級級を内閣と關係なく、最高裁判所以下各高等裁判所並びに各地方裁判所がこれを行うことと改めたのであります。これはなるべく司法行政の獨立を保障することが司法権の獨立を確保するゆゑんであり、また國

家公務員法第五十五條の主旨にも沿うゆゑんかと考えた次第であります。

続いて第二條について御説明申し上げます。第二條は裁判官及びその他の裁判所職員の分限に關する法律第三條及び第十四條の改正に關する規定であります。同法第三條によれば、各高等裁判所はその管轄区域内の地方裁判所及び簡易裁判所の裁判官の任免及び懲戒に關する件について裁判権を有するのであります。今これを改正いたしましたので、各高等裁判所はその管轄区域内の家庭裁判所の裁判官の任免及び懲戒についても裁判権を有するものといたしました。また同法第十四條によれば、同條第一項に掲げた裁判所職員のうち、三級のもののについては懲戒による減俸並びに懲戒による離職は最高裁判所の定めるところにより最高裁判所、各高等裁判所及び各地方裁判所がこれを行うことになつておりますが、今回これを改正いたしましたので、家庭裁判所にも右に述べました裁判所職員について懲戒を行ひ得ることとしたします。同時に、裁判所法第六十四條の改正によりまして、裁判官以外の裁判所職員の任免及び級級は内閣と關係なく、最高裁判所の定めるところにより最高裁判所以下各高等裁判所、各地方裁判所及び各家庭裁判所がこれを行うことになりました。ことに關しては、懲戒による任免につきまして、内閣に關係なく裁判所職員懲戒委員會の議決により、最高裁判所以下各高等裁判所、各地方裁判所及び各家庭裁判所がこれを行うこととしたし、また裁判所法の改正によりまして、最高裁判所長官のほかにも最高裁判所各判事及び各高等裁判所長官にそれぞれ秘書官を付することになりましたので、本條について必要な改正を施した次第であります。

第三條は判事補の職權の特例に關する法律の改正であります。同法第一條の改正は家庭裁判所が新たに設けられましたことに基くものであり、第二條の二の規定を新たに設けましたのは、この法律の第二條で判事または檢察官の在職年数を判事、判事補または檢察官の在職年数とみなしてゐるのであります。この度この法規の適用範圍を廣げ、判事または檢察官の資格は有しなかつたものでも、司法官候補たる資格を有し、三年以上滿洲國の一定の官職にあつたものは、その三年後の在職年数はこれを判事、判事補または檢察官の在職年数にみなすこととしたしました。

第四條は裁判所職員の定員に關する法律の改正であります。同法第四條を改正いたしましたのは、裁判所法第六十三條の改正によりまして、延吏のうち若干名を三級となし得ることとなりますので、從來三級の裁判所事務官のうち、同数の定員を本條から創り出すとともに、新たに第六條を設けまして、三級の延吏の定員を規定した次第であります。

第五條は檢察廳法第二條の改正は、新たに家庭裁判所が設けられたことに對應するものであり、同法第十九條及び第三十八條の改正は少年審判所が消滅することに基くものであります。第六條は法務廳設置法におきまして將來少年裁判所として発足することを予定されておりました少年審判所が家庭裁判所に統合されることになりました。

たので、法務廳設置法第十條及び第十五條中の「少年裁判所」を「家庭裁判所」と改めるための改正規定であります。

第七條は刑事訴訟法第四百六十三條を改正する規定であります。簡易裁判所が略式裁判を不相容と認める場合に、事件を地方裁判所に移送することに関する規定である。同條の但書を削除いたしましたのは、新刑事訴訟法立案當時は裁判所法第三十三條の簡易裁判所の管轄の規定を改めまして、簡易裁判所は刑事に關しては、選擧刑として罰金の定められてゐる罪については略式裁判しかなし得ず、略式裁判を不相容と認めるときはこれを地方裁判所に移送することになつてゐたのであります。

第九條は家事審判所が家庭裁判所に改められ、民事その他の法律中「家事審判所」を「家庭裁判所」に改めた規定であります。

第十條に附則について御説明申し上げたい。第十條におきまして、本法案中に設けました規定のうち裁判所圖書館に關する裁判所法第十四條の二、第五十六條の二、及び第六十條の二の規定、一定の滿洲國の官吏の在職を判事補または檢察官の在職とみなす判事補の職權の特例等に關する法律第二條の規定及び延更の定員を定めました裁判所職員に關する法律第六條の規定並びに最高裁判所の小法廷の取扱う事件の範圍を廣げた裁判所法第十條の改正規定、裁判所延更の若干を三級となし得るものとした同法第六十三條第一項の改正規定及び三級の裁判所事務官の定員を改めました裁判所職員に關する規定の施行期日は、これを本法公布の日と定め、その他の規定の施行期日を昭和二十四年一月一日とし、前記の規定はこれを即ち施行する必要があるものであります。

第十一條は裁判所法第十六條、第二十四條及び第三十三條の改正により、高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所の刑事事件の管轄が変更されました。これに關連いたしました、昭和二十三年十二月三十一日當時これ等の裁判所に係属したております刑事事件の取扱ひについての経過規定を、第十二條は少年審判所が家庭裁判所に統合され、従つて少年審判官という官名が消滅いたしましたのに伴ひ、裁判官の任命資格に關する経過規定を、第十三條は同じく少年審判所が家庭裁判所に統合されるのに伴ひ、昭和二十三年十二月三十一日當時少年審判所に係属中の事件を引継ぎ取扱うべき管轄家庭裁判所を定めるべき経過規定を、第十四條は同じく第十八條は家事審判所が家庭裁判所に切りかへられ、民事に關する家事審判所に係属してゐる事件の措置等に關する経過規定を、また第十九條は本年一月一日改正民法施行に際して経過的に家事審判所をして行わしめた事項を、今度家事審判所が家庭裁判所に切りかへられるに當つて、これを家庭裁判所に行わしめるべきことにいたしました経過規定を、それらに定めたものであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○高橋委員長 右兩案について御質疑はありますか。

○安田委員 今回提案の刑事訴訟法施行法案においては、新刑訴の施行は公訴の提起ありたる時と定められた。これは前國會において衆議院によつて修正されたためであると思ふ。しかし私は新刑訴訴訟法が新しく一日も早く檢察裁判に適用され、國民がその恩恵をこうむるようにしたい。それがために

は前の政府原案の通りにした方がよいと思ふ。今回の提案のごとくにすれば、事實上新刑訴法は半年ないし一年遅れると思ふ。この間の事情を聞きたい。

○鐵治政府委員 仰せの通り、新刑訴訴訟法の施行は一日でも早い方が望ましい。理論はその通りであるが、實際その準備が足りない。人的、物的方面で準備ができていない。それから新刑訴施行のための予算がとれない。この理由で衆議院の本委員会において、新刑訴の施行を延ばすことが適當であると認めて、まず四月一日から施行する案を出した。これまでは政府及び裁判所の本予算もとれるの見込みであつた。しかるに關係方面では、三、四箇月延ばしても効果がない。これは一つの革命であるから、めんどろな事柄を断ち切つて実行するほかはない。刑訴施行の予算はしかるべき方面に話して、必ずとれるようにしてやるという話であつた。そこでわれわれは折衷案として、起訴のあつた日としたのである。これならば理論としても通るし、實際においても刑訴の手續は、一、二箇月間延びる。ただこの場合に、檢察當局においてどしどし本年中に起訴して新法を適用しないようにするということ心配があるので、そんなことのないように責任を持つてもらいたいということであつた。われわれもこの旨を檢察廳及び裁判所に對してしかと申し上げた次第である。ただ政府としては、毎年年末には少し起訴が多くなるのが常例であるということであつた。私は法務委員をしてゐたので、前回の改正事情を申し上げると今申し上げたような事情である。

○安田委員 これは革命的な改革であるから、準備不足を言つていたのできりがない。政府はさきに公判開始の時としたのは、政府において十分に準備もでき、予算もとれる見込みであつたからだと思ふ。國會が改正したのには、よけいなお世話であると思ふ。

○鐵治政府委員 ところで事情はさきに刑訴の適用がやりにくくなつてゐる。今ではむりでもやつて行くほかはない。

○安田委員 さきに提出した政府の原案は、自信なくして提案したものであるか。あるいは今に至つて政府の意見がかわつたと見てよいのであるか。

○岡咲政府委員 實は最初の政府の原案では、公訴の提起ということで關係方面に提出した。ところが關係方面ではこれに反對であつた。従來の経過規定は公訴の提起ということで書いて來た。公提起の日になると、裁判所が旧刑訴でも新刑訴でもどちらでもやれるということになつて、裁判所の自由裁量になる。その裁判所の自由裁量がよくないという意見もあつた。それで實務取扱上からも公訴の提起の方を強調したが、關係方面では十月も早く新刑訴を適用せよというので、遂に公判開始の日と改めた次第である。この改正には確信が持てなかつた。そこへ衆議院から公訴の提起という修正が出たので、これに應じた。參議院でも同様な意見であつた。結局國會の意思に沿つて公訴の提起ということにした次第である。

○安田委員 自分は小さいことはあまり言はないことにしているが、本件は新憲法による人權保護の問題であるからあえて言うのである。新刑訴の適用

によつてどれだけ人権が保護されるか
言い得ないほどである。人権保護のためには準備不足と言はないで、一日も早く新刑訴を施行しなければならぬ。なお公判開廷の日になると裁判所の自由裁量となり、これがよくないというが、起訴の日とすれば検察当局の自由裁量となる。検察当局の裁量よりは裁判所の事務的な公平な裁判がよい。さらに一旦記録が送られていくから先入感を拂拭できないというが、裁判所は公判廷において記録を見るべきものである。最も重大なことは、起訴の日となると、まず軽微なる事件によつて起訴し、あとから本事件の追起訴をするという悪弊が検察廳にある。初めの事件につき起訴し、後に出す追起訴について規定がない。これでは不安である。私の印象では、裁判所も檢察廳もなれた旧刑事訴訟法でやり、新刑事訴訟法でやるのは困るという感情があるのではないか、一体追起訴はどうするのか。

○岡咲政府委員 追起訴には新刑訴を適用する。たとい被告が同一人であつても、ある事件の追起訴には新刑訴が適用されると私は思う。私の裁判実務の経験によると、裁判所が期日を指定するには一應記録を検討してから行う。期日が開かれる前に記録を読んでいゝゆる手控えをつくる。期日の日に記録を読むというのは実務家の取扱いに反する。檢察廳の起訴の時日は、事件の捜査が終結するときに自然にきま

る。
○安田委員 公訴提起の期間は、犯罪の捜査を終了して自然にその期日が定まるといふけれども、その期日は檢察官の自由裁量で可まる。このきめ方よ

りは裁判所できめる方が客観的に公平である。追起訴を本法案の第二條に明らかに入れておく必要はないか。もしそうすると、檢察廳は現状から見えて困ることにならぬか。

○岡咲政府委員 初めの事件は無罪になり、あとは有罪になるということにもなつて、めんどろな問題が起ると思う。なお追起訴記録の取扱い等の問題については、責任ある部局から改めて御返事したいと思う。

○高橋委員長 それでは午後二時まで休憩いたします。
午後零時五十七分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

昭和二十四年一月二十日印刷

昭和二十四年一月二十一日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局